

インドで新商標規則が施行

2017年3月10日
JETRO ニューデリー

2017年3月6日、インド商工省産業政策推進局(DIPP)は、同局ウェブサイト上で2017年商標規則を公表し、同日付で施行した¹。

本商標規則により、商標登録出願書類の様式が従来の74種類から8種類となった。さらに、早期審査の改善、周知商標の認定手続、音商標の出願手続、手数料の増額等が盛り込まれている。

<早期審査の改善²>

● 審査報告書の送付までではなく、異議申立、審査報告書の出願人応答後の対応、ヒアリング等、最終処分の手続に至るまでを早期化³ (費用は4万ルピー(約6万8000円))

<周知商標の認定手続の導入⁴>

- ある商標を周知商標として認定するための請求が可能 (費用は10万ルピー(約17万円))
- 周知商標の決定に際し、商標法第11条(6)から(9)の規定を考慮
- 周知商標の決定前に公衆から異議申立の機会が有

<音商標の出願手続⁵>

- 30秒を超えないMP3形式のファイルを記録したメディアとそれを表記した楽譜の提出

<手数料の増額>

- 電子手続の手数料が追加され、紙での手続より10%安い料金設定
- 個人、スタートアップ、小規模企業には低額の料金設定

<答弁書等が提出されない異議申立の扱い⁶>

- 出願人や異議申立人が必要な書類を提出しない場合、登録官は費用を課すことが可能

<その他手続について>

- 登録官からの通知にemailも追加⁷
- 商標の使用状況はその証拠とともに宣誓供述書で提出⁸
- 商標権の更新申請は1年前から可能⁹
- テレビ会議等によるヒアリング導入¹⁰

(了)

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/312_1_TRADE_MARKS_RULES_2017__English.pdf

² 規則 34

³ 商標には早期審査制度が導入されていたが、早期の手続になるのは審査報告書の送付までであった。

⁴ 規則 124

⁵ 規則 26 (5)

⁶ 規則 116

⁷ 規則 18

⁸ 規則 25 (2)

⁹ 規則 57

¹⁰ 規則 115